

広島県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和三年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山本病院	尾道市高須町七三五番地	令和三年一月一日
平原クリニック	尾道市平原二丁目二番二九号	令和三年四月一日
東広島中央クリニック	東広島市西条町御菌宇八五三七番地一	令和三年四月一日
訪問看護ステーションあすなろ西条	東広島市西条町吉行一四五六番	令和三年二月一日
おんじ内科クリニック	安芸郡海田町南大正町三番二五号一F	令和三年四月二〇日
すずらん薬局海田店	安芸郡海田町南大正町三番二五号	令和三年四月一日
ないとうクリニック	大竹市白石一丁目五番九号	令和三年五月一日
バウムクーヘン歯科クリニック	大竹市西栄一丁目一三番三号	令和三年四月一日
つつじ薬局	大竹市白石一丁目五番二一号	令和三年五月一日
かえで薬局	東広島市西条町御菌宇八五三九番地七	令和三年三月一日
薬膳薬局志和店	東広島市志和町別府一三四〇番地二	令和三年五月一日
櫻クリニック	安芸郡府中町柳ヶ丘四〇番一二号二階	令和三年四月一日
大田整形外科	廿日市市駅前四番二八号	令和三年五月六日